

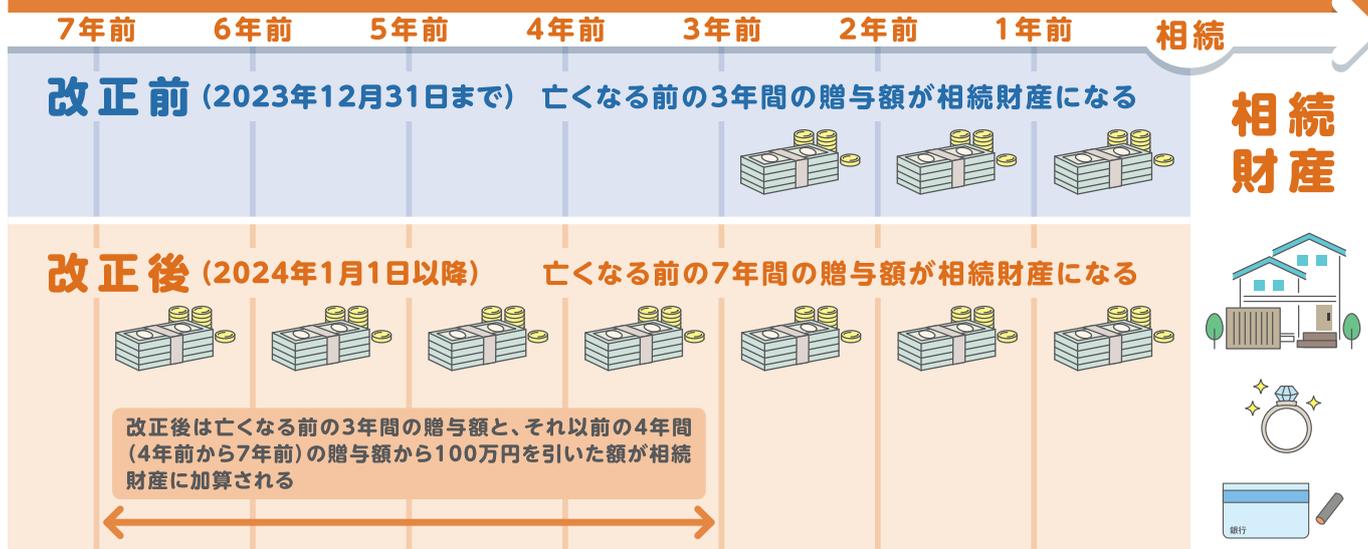


「ご存じですか？」

# 税制改正で 生前贈与が ムダになる？

2024年1月より**贈与税のルール**が**変更**されました

生前贈与の加算対象期間が**3年から段階的に7年に延長**



ルールを正しく理解しないと **相続税対策効果が減少**する可能性があります



これまで3年以内の贈与が相続税の課税対象でしたが、7年に延びたため、相続税対策としての生前贈与の効果が減少する可能性があります。そのため、**相続税対策を後回しにして早期に贈与を行わないと、贈与が相続税の対象になりやすくなり**、結果的に効果が薄れるリスクがあります。今までよりも贈与を行う時期や金額を正確に計画し、慎重に考える必要があります。

具体的な対策の相談については**税理士**が対応いたします。  
生前贈与に関する内容や相続手続きの実施方法など、相続に関するお悩みは私たちにご相談ください。

受付時間 24時間365日全国対応



0120-204-122

ご相談の受付は“全国儀式サービス”にて承っております。

相続手続きURL



相談無料

全国儀式サービス  
公式キャラクター  
「しろ」



株式会社全国儀式サービス 提携会社 NCP相続センター

NCPは全国儀式サービスとご相談手続きに関する業務委託契約をしております。